

## 東灘区文化センター外12施設ESCO事業 評価項目表

評価項目		評価方法	採点基準	点数	係数 (重要度)	評価点	備考
1	環境面	定量的評価	対象設備全体の省エネルギー率が高いこと	(各提案者の数値 / 最も評価の高い提案者の数値) × 5 で点数を算出		5	様式第11-1
2			二酸化炭素排出の削減効果が高いなど地球温暖化対策に有効であること	(各提案者の数値 / 最も評価の高い提案者の数値) × 5 で点数を算出		4	様式第11-1
3	ESCOサービス料が安いこと		(最も安い提案者の金額 / 各提案者の金額) × 5 で点数を算出		2	様式第11-2	
4	価格面		ESCO契約期間中の各年の本市利益が高いこと	(各提案者の金額 / 最も評価の高い提案者の金額) × 5 で点数を算出		2	様式第11-2
5			10年間の利益総額が大きいこと (※1)	(各提案者の金額 / 最も高い提案者の金額) × 5 で点数を算出		6	様式第11-2
6	その他		詳細調査・設計・施工・試運転期間が短いこと	(最も短い提案者の期間 / 各提案者の期間) × 5 で点数を算出		2	様式第11-2
小 計							
7	環境面	定性的評価	環境活動への積極的な取り組み姿勢が見られること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		2	様式第12-2
8	技術面		提案が全体としてバランスが取れ、具体性・妥当性があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		2	様式第12-1
9			必須としている照明設備以外の既設機器の更新及び維持管理に係る配慮があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		3	様式第12-3
10			維持管理、計測・検証方法の提案に具体性・妥当性があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		4	様式第14-1、14-2
11			提案に独自性(照明制御等)や特殊なノウハウが含まれること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		4	様式第12-1、12-2、12-3、12-4、12-5
12	工事・施工 監理		総合的に優れた工程管理、品質管理を行い、確実な施工体制が確保されており、期限までに確実に工事を完了できる信頼性があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		4	様式第12-4
13			労働災害防止への取り組みについて具体的な提案があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		4	様式第12-4
14	財政面		工事費用の算出が妥当であること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		4	各社の工事費算出内容を比較 (様式第13-4)
15	本市経済 波及効果		事業役割・設計役割・建設役割・その他役割において、市内事業者(市内に本店または支店・営業所を置く事業者)の活用に配慮があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		4	様式第15
16			建設役割における1次下請けについて、市内に本店を置く事業者の活用に配慮があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		3	様式第15
17		建設役割における2次以降の下請けについて、市内に本店を置く事業者の活用に配慮があること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		2	様式第15	
18	事業 運営能力	提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		2	様式第13-3	
19		安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明瞭かつ適切であること	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度 2: やや足りない 1: 足りない		4	様式第14-3	
小 計							
評価点数合計 (315点満点)							

(※1) 各ESCO事業者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO設備導入後10年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、

「10年間の削減額(光熱水費+維持管理費) - 事業者が提案する契約期間中のESCOサービス料の総額 - 事業者が提案するサービス期間終了後からサービス開始後10年経過するまでの維持管理費の総額」であり、

光熱水費削減額の算出の基準となるベースラインは、本市が提供する過去1年間のエネルギー消費量(電気)の実績値(R5)に別途示す事業単価を用いて算定した金額および維持管理費(照明ランプ交換等)を加えたものとし各社同一とする。